

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月11日（月）
午前9時56分～午前10時49分
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 相澤 祐司 副委員長 大沼 宗彦
委員 菅原 和子 委員 吉田 良
委員 荒川 洋平 委員 小野 泰弘
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 総 務 部 長 渋谷 武志
出席をした 総務部次長兼財政課長 桜井 淳一
者の職氏名 財政課主幹兼契約係長 仙石麻里子
- 6 事務局職員 主幹兼議事調査係長 川上真理子
主 査 丹野 宏俊
- 7 付議事件
 - (1) 陳情第3号 市が施工する緑化事業に係る地元造園建設業者への発注についての陳情
 - (2) 議会案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書

午前9時56分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、総務消防常任委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告をいたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

初めに、付議事件の（１）陳情第３号 市が施工する緑化事業に係る地元造園建設業者への発注についての陳情を議題といたします。

これより執行部からの聞き取り調査を行います。

この際、陳情調査の進め方について申し上げます。

初めに、執行部より陳情内容に係る現状及び執行部の考え方について説明をいただき、委員各位より質疑をお受けいたします。

質疑を終結し、執行部退室の後、委員各位より御意見を伺う形で進めてまいります。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前 9時58分 休憩

※休憩中の概要

（財政課）

- ・今年度予定している緑化事業は２件である。被災者等市民墓地公園整備工事は予算額１億3,000万円で第２四半期、市民墓地整備工事は予算額4,000万円で第３四半期に発注の予定である。
- ・入札は一般競争入札で実施する予定である。規則に従って入札を執行してい

るが、地元業者の育成・地域活性化という観点と一般競争入札とのバランスが課題だと考えている。

(質) これまでの緑化事業の予算規模についてまとめた資料はあるか。

(答) そのような資料は作成していない。

(質) 被災者等市民墓地公園以外に今後どのような大規模事業が予定されているのか。

(答) 閑上地区の運動場整備事業計画がある。その他には大規模な事業を実施する予定はない。

(質) 緑化事業と造成事業を分けて発注したことはあるのか。

(答) これまでそのような事例はないと認識している。

(質) 市内の造園業者はほとんどが小規模事業者であり、被災者等市民墓地公園を1社で受注するのは困難である。そのような状況を踏まえた上で、市内の業者が受注しやすいような工夫を求める申し入れと考えるがどうか。

(答) 発注の方法については、具体的には都市計画課で対応することになる。法律で、中小企業の受注の機会を確保するために発注の方法を工夫することが求められており、検討をすることと思う。

(質) 戸建ての復興公営住宅を整備する際、市内の建設業者が一般社団法人を組織している。このときの市との取り決めはどのようなものだったのか。

(答) 入札や契約の方法について国・県・被災自治体等が集まって検討した上で、協定を結ぶこととなった。

(質) 今回の事業で同様の手法は考えなかったのか。

(答) 都市計画課において今後検討していくことになると思う。

(質) 大規模な事業において、市内業者を優遇することはできるのか。

(答) 一般競争入札の際、市内の企業が中心となって取り組むことはある。今回の事業の場合には、名取市造園組合として受注するとなれば別だが、各事業者単独では難しいと考える。

(質) 整備した後の維持管理のことを考えると、市内業者が施工するのが望ましいのではないか。指名競争入札は検討しないのか。

(答) 今回の緑化工事と完成後の維持管理は別発注になる見込みである。特定の業者を指名することは難しい。

(質) 組合として入札する場合、総合評価制度の対象となるのか。

(答) 理論上はあり得る。

(質) その場合、市内業者の地域貢献などを適切に反映する仕組みになっているのか。

(答) 総合評価制度を適用する場合であっても、重視するのは価格であり、それ以外の部分で優劣がつくことは少ない。

(質) 組合は震災以降、復興のためにさまざまな取り組みをしており、それを入札に反映させることを望んでいる。総合評価制度において、価格以外の点数配分を見直す余地はあるのか。

(答) 平成29年度は6件実施しており、平成30年度は7件を予定している。地域貢献に関する基準はどの事業でも同一の項目で対応している。

(質) 緑化工事で総合評価制度を適用した事業は何件あったのか。

(答) 緑化工事は含まれていない。

(質) 組合で入札する場合、構成する業者のうち1社でも条件を満たせば加点されるのか。

(答) 事例の研究は必要だが、そうなる可能性は高い。

午前10時25分 再開

○委員長(相澤祐司) 再開いたします。

以上で、陳情第3号に係る執行部からの聞き取り調査を終了いたします。

執行部におかれましては、休憩中に出されました意見等を踏まえられ、今後の事務事業の執行に当たられますようお願いいたします。

執行部の皆様には、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○委員長(相澤祐司) 再開いたします。

これより、陳情第3号について委員各位より御意見をお伺いいたします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

- ・入札価格が受注の決め手になるのはもっともだが、総合評価制度の点数において地域貢献をさらに反映するように検討すべき。
- ・価格の競争だけでは受注するのが難しい面があつての陳情だと思うので、これまでの地域への貢献を踏まえ、復興公営住宅のような協定を含め対応を検討すべき。
- ・陳情者の震災時の地域への貢献が大きいことは認めるところ。何らかの形で市の事業を受注できるような選択肢があつてもいいのではないか。
- ・市が総合評価制度を重視するのであれば、市内の業者が適切に事業を受注できるよう、緑化事業にも積極的に運用するよう要望する。
- ・陳情するということは、組合としては震災時の地域貢献の取り組みを重視してほしいということだと思う。総合評価制度の地域貢献の評価点数を高くすべき。

(まとめ)

陳情者のこれまでの地域貢献の取り組みを踏まえ、総合評価方式を積極的に運用することや評価点数の配分を見直すことなど、地域貢献が市内業者の受注につながるような対応を検討することを市当局に求めることとした。

○委員会調査報告書案の作成は委員長に一任することとした。

午前10時32分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。陳情第3号に係る委員会調査報告書案の作成につきましては、休憩中の協議を踏まえ、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会調査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

なお、委員会調査報告書案については、次回委員会においてお示ししたいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、付議事件の（２）議会案第１号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午前１０時３３分 休憩

※休憩中の概要

各委員から本議会案に対する意見の聴取を行った。

- ・核保有国の同意が条約発効の条件になっていないのは問題である。また、核保有国の意向や、「核の傘」に安全保障を依存している国の状況を見無視して核廃絶に同意を求める内容になっていることから、国際情勢を二分してしまい、対話による歩み寄りが困難になる。
- ・国会においても同様の質問がなされ、条約に反対した理由について政府が正式に答弁している。意見書を可決することは政府の答弁を鑑みても市民の公益にはつながらないと思う。
- ・意見書の中には現実的な安全保障の観点が無いのではないか。
- ・条約の署名が始まったのは昨年の９月２０日である。その後国際情勢が大きく変わろうとしている中、この時期に意見書を可決することは国際的な安全保障の関係を無視したものである。
- ・核兵器を包括的に禁止する初めての条約で、核兵器は非人道的なものと規定している。この条約を批准することは国際情勢の安定につながる。また、宮城県内にも被爆した方がいる。そうした方の声を市政につなげるためにも、本市から発信していくことは意義があると思う。

午後１０時４７分 再開

○委員長（相澤祐司） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議会案第１号につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立少数であります。よって、議案第1号は否決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第1号に係る委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書案の作成につきましては、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回委員会は6月15日金曜日、午前10時、議員協議会室において開催いたしますので、御参集方よろしく願います。

大変御苦労さまでした。

午前10時49分 散会

平成30年6月11日

総務消防常任委員会

委員長 相 澤 祐 司